

例：2020年4月からリハマネ加算を算定し、引き続きリハマネ加算を算定する場合

R3年制度改正前 (2021.3.31以前)	同意日	リハマネ加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・ (Ⅲ)に係る計画の説明等 を行った職種		R3年制度改正後 (2021.4.1以降)
リハマネ加算(Ⅰ)	2020.4.1	PT・OT・ST	➡	リハマネ加算 (A)イ(2) or (A)ロ(2)
		医師	➡	リハマネ加算 (B)イ(2) or (B)ロ(2)
リハマネ加算(Ⅱ)	2020.4.1	PT・OT・ST	➡	リハマネ加算 (A)イ(2) or (A)ロ(2)
リハマネ加算(Ⅲ)	2020.4.1	医師	➡	リハマネ加算 (B)イ(2) or (B)ロ(2)